

# 第106期 決算公告

平成19年6月29日

住所 宮崎市広島2丁目1番31号  
株式会社 宮崎太陽銀行  
代表取締役 宮田穂積

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	11,971	預 金	518,268
現 金	11,506	当 座 預 金	7,438
預 け 金	464	普 通 預 金	194,431
コ ー ル ロ ー ン	42,000	貯 蓄 預 金	3,954
買入金銭債権	1,555	通 知 預 金	2,895
商品有価証券	80	定 期 預 金	287,152
商品国債	76	定 期 積 金	4,891
商品地方債	3	そ の 他 の 預 金	17,503
有 価 証 券	100,149	借 用 金	23
国 債	35,642	借 入 金	23
地 方 債	4,814	そ の 他 負 債	2,402
社 債	20,398	未 決 済 為 替 借	173
株 式	19,884	未 払 法 人 税 等	695
そ の 他 の 証 券	19,409	未 払 費 用	660
貸 出 金	382,292	前 受 収 益	525
割 引 手 形	10,545	給 付 補 て ん 備 金	1
手 形 貸 付	32,003	金 融 派 生 商 品	26
証 書 貸 付	307,195	そ の 他 の 負 債	318
当 座 貸 越	32,549	役 員 賞 与 引 当 金	14
外 国 為 替	0	退 職 給 付 引 当 金	1,580
買 入 外 国 為 替	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,641
そ の 他 資 産	2,222	支 払 承 諾	1,960
未 決 済 為 替 貸	210	負 債 の 部 合 計	525,891
前 払 費 用	2	(純資産の部)	
未 収 収 益	644	資 本 金	5,752
金 融 派 生 商 品	58	資 本 剰 余 金	4,344
そ の 他 の 資 産	1,307	資 本 準 備 金	4,344
有 形 固 定 資 産	15,136	利 益 剰 余 金	13,819
建 物	5,289	利 益 準 備 金	2,066
土 地	8,950	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,753
その他の有形固定資産	896	退 職 給 与 積 立 金	375
無 形 固 定 資 産	337	電 算 化 積 立 金	200
ソ フ ト ウ ェ ア	304	別 途 積 立 金	9,903
その他の無形固定資産	32	繰 越 利 益 剰 余 金	1,274
繰 延 税 金 資 産	3,070	自 己 株 式	63
支 払 承 諾 見 返	1,960	株 主 資 本 合 計	23,853
貸 倒 引 当 金	5,430	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,776
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	15
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,841
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,601
		純 資 産 の 部 合 計	29,455
資 産 の 部 合 計	555,346	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	555,346

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2 . 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5 . 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15 年～50 年
動産	5 年～6 年

- 6 . 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。
- 7 . 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8 . 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,893 百万円であります。

9. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は14百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましても、特例処理につきましてもは特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましてもは個別に有効性の判定を行っております。

13. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上してありません。

14. 関係会社の株式及び出資総額 444百万円

15. 関係会社に対する金銭債権総額 4,116百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額 91百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 5,836百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 560百万円

19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は516百万円、延滞債権額は10,329百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることそ

の他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21．貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,769 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23．破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,615 百万円であります。

なお 20．から 23．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,545 百万円であります。

25．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 382 百万円

担保資産に対応する債務

預金 319 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,704 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 107 百万円であります。

26．土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との差額 2,917 百万円

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 2,590 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 2,590 百万円減少しております。

28. 1 株当たりの純資産額 552 円 79 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 30 銭減少しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 32. まで同様であります。

#### 売買目的有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	80	0

#### その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	13,666	19,222	5,556	6,581	1,024
債券	57,543	57,465	78	452	530
国債	35,943	35,642	300	141	441
地方債	4,709	4,814	104	104	0

社債	16,890	17,008	118	206	88
その他	9,272	9,686	414	455	41
合計	80,482	86,375	5,892	7,489	1,596

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,116百万円を差し引いた額3,776百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について470百万円減損処理を行っております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	76,375	1,085	89

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	8,800
非上場国内債	3,390
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式及び出資金	444
その他有価証券	
非上場株式	650
その他の証券	489
買入金銭債権	1,555

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	10,993	31,217	8,066	10,578
国債	8,104	11,708	6,186	9,643
地方債	807	4,006	-	-
社債	2,082	15,501	1,879	935
その他	-	2,011	1,990	10,800

合計	10,993	33,228	10,056	21,378
----	--------	--------	--------	--------

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,255 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 14,181 百万円、1 年超のものが 73 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,259 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	643
減価償却費損金算入限度額超過額	130
有価証券評価損	750
その他	470
繰延税金資産小計	<u>6,254</u>
評価性引当額	<u>1,067</u>
繰延税金資産合計	5,187
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	<u>2,116</u>
繰延税金負債合計	2,116
繰延税金資産の純額	3,070 百万円

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 29,471 百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「電算化積立金」、「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

36. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

37. 単体自己資本比率(国内基準)は、8.25%であります。

損益計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	15,217
資 金 運 用 収 益	11,907
貸 出 金 利 息	10,259
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,571
コ ー ル ロ ー ン 利 息	58
預 け 金 利 息	1
そ の 他 の 受 入 利 息	17
役 務 取 引 等 収 益	1,937
受 入 為 替 手 数 料	711
そ の 他 の 役 務 収 益	1,225
そ の 他 業 務 収 益	105
外 国 為 替 売 買 益	18
商 品 有 価 証 券 売 買 益	3
国 債 等 債 券 売 却 益	84
そ の 他 経 常 収 益	1,266
株 式 等 売 却 益	1,000
そ の 他 の 経 常 収 益	265
経 常 費 用	12,660
資 金 調 達 費 用	758
預 金 利 息	694
譲 渡 性 預 金 利 息	0
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0
借 用 金 利 息	0
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	64
そ の 他 の 支 払 利 息	0
役 務 取 引 等 費 用	1,092
支 払 為 替 手 数 料	148
そ の 他 の 役 務 費 用	943
そ の 他 業 務 費 用	109
国 債 等 債 券 売 却 損	86
国 債 等 債 券 償 却	23
営 業 経 費	8,887
そ の 他 経 常 費 用	1,812
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,124
株 式 等 売 却 損	3
株 式 等 償 却	489
そ の 他 の 経 常 費 用	195
経 常 利 益	2,557

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	0
償 却 債 権 取 立 益	0
特 別 損 失	58
固 定 資 産 処 分 損	23
減 損 損 失	34
税 引 前 当 期 純 利 益	2,499
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,072
法 人 税 等 調 整 額	362
当 期 純 利 益	1,065

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	73 百万円
役務取引等に係る収益総額	0 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16 百万円

関係会社との取引による費用

資金運用取引に係る費用総額	2 百万円
役務取引等に係る費用総額	5 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	596 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 19円98銭

4. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主

該当ありません

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 宮崎太陽リース	直接 5%	役員の兼任 ローン等に 係る保証委託	被保証債務	19,869	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主

該当ありません。

## 連結財務諸表の作成方針

### ( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3 社

会社名

株式会社 宮崎太陽ビジネスサービス

株式会社 宮崎太陽リース

株式会社 宮崎太陽キャピタル

非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽 1 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### ( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽 1 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### ( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末 3 社

### ( 4 ) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### ( 5 ) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	11,972	預 金	518,177
コールローン及び買入手形	42,000	借 用 金	733
買 入 金 銭 債 権	1,555	そ の 他 負 債	2,981
商 品 有 価 証 券	80	役 員 賞 与 引 当 金	14
有 価 証 券	100,296	退 職 給 付 引 当 金	1,588
貸 出 金	378,666	再評価に係る繰延税金負債	1,641
外 国 為 替	0	支 払 承 諾	1,960
そ の 他 資 産	7,057	負 債 の 部 合 計	527,096
有 形 固 定 資 産	15,610	( 純 資 産 の 部 )	
建 物	5,356	資 本 金	5,752
土 地	9,531	資 本 剰 余 金	4,344
その他の有形固定資産	722	利 益 剰 余 金	13,888
無 形 固 定 資 産	348	自 己 株 式	65
ソ フ ト ウ ェ ア	306	株 主 資 本 合 計	23,920
の れ ん	5	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,776
その他の無形固定資産	35	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	15
繰 延 税 金 資 産	3,181	土 地 再 評 価 差 額 金	1,841
支 払 承 諾 見 返	1,960	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,601
貸 倒 引 当 金	5,808	少 数 株 主 持 分	301
		純 資 産 の 部 合 計	29,823
資 産 の 部 合 計	556,920	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	556,920

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15 年～50 年

動産 5 年～6 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,893 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 14 百万円増加し、税金等調整前当期純利益は 14 百万円減少しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異(1,202 百万円)については、15 年による按分額を費用処理しております。

11. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 当行は貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

13. 当行並びに連結される子会社および子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 関係会社の出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く）

435 百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 6,713 百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 560 百万円

17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 604 百万円、延滞債権額は 10,594 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,769 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,968 百万円であります。

なお 18. から 21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,545 百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 382 百万円

担保資産に対応する債務

預金 319 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,704 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 107 百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との差額 2,917 百万円

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,590 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 2,590 百万円減少しております。

26. 1 株当たりの純資産額 554 円 10 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 30 銭減少しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 30. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	80	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額(百 万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	13,666	19,222	5,556	6,581	1,024
債券	57,543	57,465	78	452	530
国債	35,943	35,642	300	141	441
地方債	4,709	4,814	104	104	0
社債	16,890	17,008	118	206	88
その他	9,272	9,686	414	455	41
合計	80,482	86,375	5,892	7,489	1,596

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,116百万円を差し引いた額3,776百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について470百万円減損処理を行っております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百 万円)	売却損の合計額(百 万円)
その他有価証券	76,379	1,085	89

29. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	8,800
非上場国内債	3,390
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	435
その他有価証券	
非上場株式	656
非上場国内債	150
その他の証券	490
買入金銭債権	1,555

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	10,993	31,367	8,066	10,578
国債	8,104	11,708	6,186	9,643
地方債	807	4,006	-	-
社債	2,082	15,651	1,879	935
その他	-	2,011	1,991	10,800
合計	10,993	33,378	10,057	21,378

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,255百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,181百万円、1年超のものが73百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	3,368	百万円
年金資産(時価)	1,121	
未積立退職給付債務	2,247	
会計基準変更時差異の未処理額	641	
未認識数理計算上の差異	204	
未認識過去勤務債務(債務の減額)	191	
連結貸借対照表計上額の純額	1,592	
未払退職金	3	
退職給付引当金	1,588	

33. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企

業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日) が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号) 別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日) により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 29,538 百万円であります。

- (2) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

- (6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

34. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第 1 号平成 14 年 2 月 21 日) および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 2 号平成 14 年 2 月 21 日) が平成 17 年 12 月 27 日付および平成 18 年 8 月 11 日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

35. 連結自己資本比率(国内基準)は、8.33%であります。

連結損益計算書

平成18年4月 1日から

平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,111
資金運用収益	11,849
貸出金利	10,197
有価証券利息配当金	1,574
コールローン利息及び買入手形利息	58
預け金利息	1
その他の受入利息	17
役務取引等収益	1,971
その他の業務収益	1,925
その他の経常収益	1,364
経常費用	14,404
資金調達費用	766
預金利息	694
譲渡性預金利息	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借入金利息	8
その他の支払利息	64
役務取引等費用	1,089
その他の業務費用	1,959
営業経費	8,766
その他の経常費用	1,823
貸倒引当金繰入額	1,133
その他の経常費用	690
経常利益	2,706
特別利益	0
償却債権取立益	0
特別損失	77
固定資産処分損失	29
減損	47
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失)	2,629
法人税、住民税及び事業税	1,130
法人税等調整額	363
少数株主利益	61
当期純利益	1,074

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 20円16銭

3. 「その他の経常費用」には、株式等償却489百万円を含んでおります。